

# 病弱学級の教育課程に関する事例研究

A Case Study on a Curriculum for a Class for Children with Health Impairments

古 屋 義 博\*

FURUYA Yoshihiro

**要約:** 小学校に設置されている病弱（身体虚弱）児のための特殊学級（現・特別支援学級）、いわゆる病弱学級の教育課程に関するさまざまな情報を整理・記述することを目的とする。病弱学級の3人の担任教諭に対して、教育課程の現状と今後の課題などについて、平成18年度末に聴きとり調査を行った。結果、在籍する児童に対する担任教諭による濃厚な観察が必要な実態、通常の学級で実施される授業への参加（交流学习）を前提にした教育課程編成がさまざまに工夫されている現状、「学校の教育活動全体を通じて行う自立活動の指導」の重要性などが明らかになった。課題として、「領域・教科を合わせた指導」や自立活動について教諭自身が学ぶ機会が不足している現状、学年進行に伴う交流学习の見直しの困難さなどが明らかになった。

**キーワード:** 病弱（身体虚弱）児，特殊学級（特別支援学級），教育課程，自立活動

## I 問題と目的

病弱児教育の対象は、法令上、養護学校（特別支援学校<sup>1</sup>）の場合は学校教育法施行令第22条の3に、特殊学級（特別支援学級<sup>2</sup>）の場合は『障害のある児童生徒の就学について（14文科初第291号）』に、それぞれ示されている。対象となる子どもたちの主な疾病等の種類は、時代と共に大きく変化し続け、現在、かなり多様化している（病気療養児の教育に関する調査研究協力者会議,1994<sup>[1]</sup>：全国病弱養護学校長会,2000<sup>[5]</sup> 全国病弱養護学校長会,2001<sup>[6]</sup>：中井,2001<sup>[3]</sup>：文部科学省,2002<sup>[2]</sup>：山本,2002<sup>[4]</sup>：など）。ちなみに、病弱児教育の対象となる主な疾病等がまとめられた『病弱教育の視点からの医学事典（全国病弱養護学校長会,2003<sup>[7]</sup>）』には、94例が紹介されている。

小学校に置かれた病弱（身体虚弱）児のための特殊学級（以下、「病弱学級」とする）の数は、他の障害種の特殊学級の数に比べると少ない（図1参照<sup>3</sup>）。在籍する児童数の平均は1人強（図2参照<sup>4</sup>）であり、病院内に設けられている病弱学級（いわゆる院内学級）が複数の児童の在籍と考えれば、小学校の通常の校舎内に設置されている大半の病弱学級は1人の在籍であると考えられる。疾病等が多様、学級そのものの絶対数が少ない、在籍1人の学級が多い、となると、さまざまな面で各学級ごとの固有性は強くなる。病弱学級を担任した教師は、教育課程編成や具体的な指導法などについて、情報量の不足や情報交換の場の不足を感じることも、他の特殊学級よりも高くなるといえる。

そこで、本研究は、病弱学級の教育課程の実際とそれに関係する事項、および教育課程編成上の諸課題について記述することにより、病弱学級の教育課程編成の在り方について検討することを目的とする。

\*障害児教育講座

<sup>1</sup>「養護学校（特別支援学校）」の表記について。本稿の調査は、平成18年6月改定の学校教育法が施行（平成19年4月）される前の平成19年3月に実施された。よって、本文中では旧法に基づく名称「養護学校」を原則として用いる。

<sup>2</sup>「特殊学級（特別支援学級）」の表記についても、「養護学校（特別支援学校）」の表記の仕方と同様の扱いとする。

<sup>3</sup>このグラフは、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課発行『特別支援教育資料（平成15年度～17年度）』および文部省初等中等教育局特殊教育課発行『特殊教育資料（昭和50年度～平成14年度）』を用いて作成した。

<sup>4</sup>このグラフも図1と同様の方法で作成した。

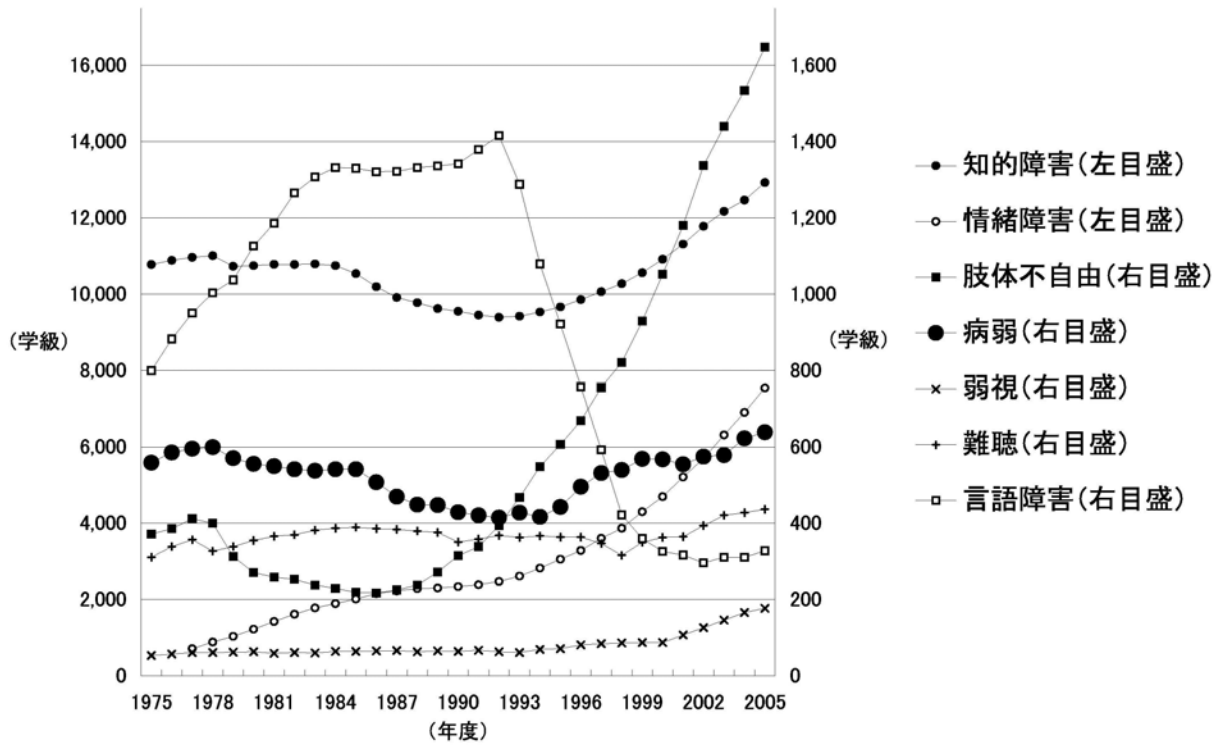


図 1 小学校特殊学級の数の年次推移 (全国統計)

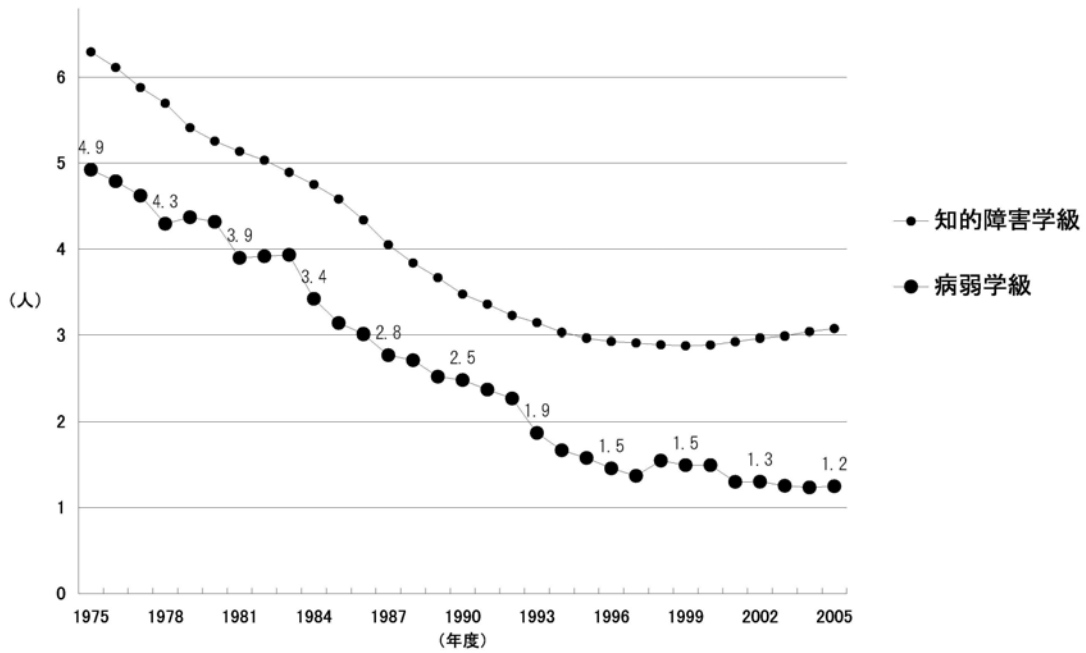


図 2 小学校病弱学級 (比較に知的障害学級) 1学級あたりの在籍者数の年次推移 (全国統計)

## II 方法

### 1 対象

平成18年度現在、ある県で、小学校の通常の校舎内に設置されている病弱学級は全3学級である。いずれも児童1人の在籍である。その各学校（それぞれ「A小学校」「B小学校」「C小学校」とする）の各学級担任（それぞれ「A教諭」「B教諭」「C教諭」とする）を対象とする。

### 2 期間

平成18年度末（平成19年3月）

### 3 手続き

対象の3教諭に対して、各学校の当該病弱学級の教室にて聴きとり調査を行う。調査事項については、事前に各校長・各教諭宛に図3に示した文書を送付して、必要な資料を整えるように依頼する。記録の方法については筆記にて行う。後日、その記録を各教諭宛に送付して、内容の確認を求める。

聴きとり調査の方法や項目について	
1	特殊学級の時間割の写し（コピー）を提供してください。以下、その写し（コピー）を見ながら、担任の先生に対する聴きとりを行います。 <ul style="list-style-type: none"><li>※ 児童やその保護者への聴きとり等は実施しません。</li><li>※ 教室の写真撮影を撮影させてください（個人名等が特定されないように処理します）。</li></ul>
2	聴きとり調査の項目
(1)	在籍する児童の属性 <ul style="list-style-type: none"><li>○ 学年</li><li>○ 学校での諸活動（運動量や食事、学習時間、校外活動など）にかかわる必要な「生活規制（生活の自己管理）」の概要<ul style="list-style-type: none"><li>※ 上記以外、例えば、性別や疾患名等はお聞きしません。</li></ul></li></ul>
(2)	「各教科」の週当たりの指導時間数および授業形態について <ul style="list-style-type: none"><li>○ それぞれの週当たりの時間数</li><li>○ 特殊学級内での実施か、交流学級での実施（交流学习）か。</li><li>○ 交流学习の際の留意事項</li></ul>
(3)	「道徳」「特別活動」「総合的な学習の時間」の週当たりの指導時間数および授業形態について <ul style="list-style-type: none"><li>○ それぞれの週当たりの時間数</li><li>○ 特殊学級内での実施か、交流学級での実施（交流学习）か。</li><li>○ 交流学习の際の留意事項</li></ul>
(4)	「自立活動」を実施していれば、その目標と内容、指導時間数、授業形態について
(5)	「教科・領域を合わせた指導」を実施していれば、その目標と内容、指導時間数、授業形態について
(6)	教育課程編成にかかわり次年度に向けて改善したい事柄について <ul style="list-style-type: none"><li>○ 教科・領域の「目標」「内容」「指導時間数」「授業形態」について</li><li>○ 「交流学习」の充実について</li></ul>

図3 各教諭に事前に送付した聴きとり調査の説明のための文書

### III 結果と考察

以下、各学級の教育課程およびそれに関係する事項を記すが、匿名化を図るために、児童の実態については最小限の情報の記載にとどめる。時間割や教室風景の写真を掲載するが、学校名やその児童が特定され得る情報には、それぞれ匿名化を図るための処理を行う。

#### 1 A小学校の病弱学級について

##### (1) 児童の実態について

3年生。必要な生活規制（生活の自己管理）は、けがの予防や体温調節である。けがの予防については、自立活動にて自己管理の方法が重点的に指導されている。わずかな運動や気温の変化により急激に体温が変動するため、常時、A教諭による観察が必要である。体温調節のために当該児童がすべき対応について、A教諭の補助的な関与も必要になる。なお、視知覚能力、特に空間認知の発達に若干の歪みがある。



図4 A小学校の病弱学級の教室（入口側より撮影）



図5 同（窓側より撮影）

(2) 時間割表について

A小学校の病弱学級の時間割を 図6 に示す。A教諭の付き添いを原則として、同学年の特定の通常学級（以下、交流学級）の児童たちと一緒に学習することを基本としている。よって、交流学級の教室に、交流学級の教育課程と病弱学級の教育課程とがそれぞれ相乗りしている場面が多いと解釈できる。なお、算数と自立活動は原則的に当該病弱学級の教室で個別にて、生活単元学習はA教諭の付き添いのもと校内の他の特殊学級との合同にて、授業が行われている。

	月	火	水	木	金
1	算数 自立活動	国語	国語	国語	道徳
2	理科	算数 自立活動	音楽	社会	国語
3	総合	図工	国語	特別活動	理科
4	国語	生活単元学習	総合	算数 自立活動	社会
5	体育 自立活動	体育 自立活動	算数 自立活動	総合	算数 自立活動
6		音楽			

※各枠内の斜線による区分は、それぞれを隔週で行うという意味ではなく、交流学級や他の特殊学級と調整、授業の内容、児童の体調などを考慮しながら、弾力的に選択されている。

図6 A小学校の病弱学級の時間割

(3) 各教科・領域にかかわる授業時数について

当該学年に準じた授業時数の確保が概ね図られている。必要な生活規制（生活の自己管理）にかかわる指導としては、週あたり約1.5単位時間分の自立活動が確保されている。この1.5単位時間分は、授業時数上、時間割の同一枠内にある体育や算数との調整となる。ただし、両教科とも当該児童の健康および発達上の特性を踏まえ、A教諭による十分な配慮と工夫が行える体制となっているため、実質的には、授業時数の不足にならないような仕組みになっていると解釈できる。

校内の他の特殊学級と合同で行っている生活単元学習では、具体的な操作を伴う諸活動の中で、当該児童の不得意とする空間認知の能力を育むというねらいが主に設定されている。これにより、算数のみならず、他の教科・領域を横断的に学べる機会になっていると解釈できる。

(4) 自立活動の目標や内容等について

必要な生活規制（生活の自己管理）にかかわる指導目標は、けがの予防や体温調節についてである。「自立活動の時間における指導」での具体的な指導内容として、けがの予防については関節や筋

肉に負荷がかかりやすい運動の理解および転倒や落下などの事故が生じないような危険回避の方法などが、体温調節については外気温や体温を計測・記録する活動や体温調節の方法などが挙げられている。この「自立活動の時間における指導」を中心としながら、他の教科・領域の場面でも、適宜、A教諭はそれについて指導していくという「学校の教育活動全体を通じて行う自立活動の指導」が機能していると解釈できる。

## (5) 次年度に向けての課題について

### ○ 「領域・教科を合わせた指導」のさらなる充実

領域・教科の枠組みに必ずしも縛られず、当該児童の実態に応じて展開できた生活単元学習の成果を、A教諭は高く評価している。より継続的にこれができるよう、図工との時間配分を見直し、生活単元学習をより多く確保する予定とのことである。

### ○ 学年進行に伴う交流学級で行う体育への参加方法の見直し

当該児童の特性上、特に体育については高度な配慮が必要である。これについては、当該児童および他の児童との取り決め、例えばボールゲームでの強い接触は起きないようにポジションとすることを厳守させるなど、工夫がさらに求められるであろうとのことである。

### ○ 特殊学級の弾力的な利用

通常学級にも学習上、さまざまな配慮が必要な児童が多い。それらの児童らと当該児童との小集団での学習の機会も実現できればとのことである。

### ○ 他校に設置された病弱学級との交流

他校に設置された病弱学級との交流について検討したことがあったが、必要な生活規制（生活の自己管理）も当該児童の実態もそれぞれ全く異なるので、具体的な検討の段階にはまだ至っていないと判断しているとのことである。

## 2 B小学校の病弱学級について

### (1) 児童の実態について

3年生。必要な生活規制（生活の自己管理）は、運動についてが主である。校内での移動や身体活動を伴う授業についても、ほとんど息がはずまない程度までに制限を受け、休息が適宜、必要である。校外学習では、体調の変化に迅速に対応するために、常に緊急車両と酸素ボンベ、必要に応じて車椅子などが用意される。なお、治療との関係で、一部、食事制限がある。



図7 B小学校の病弱学級の教室（入口側より撮影）



図8 同（窓側より撮影）

## (2) 時間割表について

B小学校の病弱学級の時間割を図9に示す。B教諭の付き添い、またはB教諭が迅速に対応できる体制を原則として、交流学級の児童たちと一緒に学習することを基本としている。よって、A小学校の場合と同様に、交流学級の教室に、通常学級の教育課程と病弱学級の教育課程とがそれぞれ相乗りしている場面が多いと解釈できる。強度の運動制限により、特に体育の授業には、他の児童たちと同じように参加できないため、すべてを自立活動に替えている。これについては、当該病弱学級の教室で個別授業が行われることもあるが、その時間帯に行われている交流学級の体育の内容や、当該児童の体調、天候などに応じて、部分的な参加がなされる。

## (3) 各教科・領域にかかわる授業時数について

体育をのぞき、当該学年に準じた授業時数の確保が概ね図られている。必要な生活規制（生活の自己管理）にかかわる指導として、週あたり約2.6単位時間分の自立活動が確保されている。ただし、当該児童にとって必要な生活規制（生活の自己管理）の性質上、随時行われる休息やその際に行われる個別指導、換言すれば「学校の教育活動全体を通じて行う自立活動」の重要性が高く、自立活動の実質的な授業時数はより多いと解釈できる。

	月	火	水	木	金
1	算 数	国 語	算 数	国 語	算 数
2	国 語	算 数	国 語	自立活動	総 合 自立活動
3	社 会	自立活動	社 会	図 工	国 語
4	総 合 国 語	理 科	特別活動	総 合 図 工	道 徳
5	音 楽	総 合	国 語	算 数 音 楽	理 科
6		総 合			

※各枠内の斜線による区分は、それぞれを隔週で行うという意味ではなく、年間授業時数との関係で、教科・領域等の指導計画に応じて配分が行われる。

図 9 B小学校の病弱学級の時間割

#### (4) 自立活動の目標や内容等について

必要な生活規制（生活の自己管理）にかかわり直接的に必要な指導目標は、体調の自己管理についてである。具体的な内容としては、体調の変化について言語化する練習を主として、その他、衣服の調節や気温への関心が位置づけられている。可能な運動のメニュー（ゆっくり歩く、軽く腕を回すなど）も、具体的な指導内容として位置づけられている。

強度の運動制限により、他の児童たちが行う活動への参加の制約とそれに伴う自尊心の低下が生じやすい。そのため、自立活動の目標として、自分の気持ちを表現する能力や、特技・長所の伸長、集団の中での自分の役割を見いだす意欲や態度を身につけさせることも重要視されている。例えば、集団参加に関する具体的な指導内容としては、交流学級の体育の場を利用して、審判や記録者という方法での参加などが図られている。

#### (5) 次年度に向けての課題について

##### ○ 自立活動のさらなる充実

健康の自己管理について、「言語化すること」を中心に指導している。しかし、それだけでは、客観性が低く、付き添う者（B教諭）としてもその緊急性の判断に迷いが生じるとのことである。客観的な指標を用いながら体調を自己管理する方法について検討しているとのことである。

##### ○ 校外学習への参加方法の工夫について

学年進行に伴い、校外学習が多くなり、活動量も増え、学校からの距離も遠くなる。それぞれの校外学習ごとに個別に検討せざるを得ない状況であるが、今後、例えば、宿泊を伴う行事への参加方法についても、十分な検討を早めからしていかなければならないとのことである。



○ 担任の関与の程度

体調の急変が常に予想されるので、観察はもとより、言葉かけが頻回に必要な。よって、当該児童は、原則的に常にB教諭の視野の中にいる。ただ、そのことが、他の児童たちとの関わり合いに何らかの影響を与える。学年進行に伴い、大人（担任）への依存も減っていく。適切な距離感についての判断が難しいとのことである。

### 3 C小学校の病弱学級について

#### (1) 児童の実態について

3年生。必要な生活規制（生活の自己管理）は、けがの予防や体温調節である。けがの予防については、外部からのわずかな力で骨折する危険性が高いので、転倒や転落はもとより、急に立ち上がるというような急激な姿勢変換にも十分な注意が必要である。過去、下肢については骨折を繰り返しているため、装具（または車椅子）を使用している。知的発達の遅れがある。過度に動くこと、それに伴い危険回避が十分にできないこと、他の児童への身体的な過度のかかわりがあるため、C教諭による濃厚な行動観察が必要である。体温調節については、室温や衣服の調整などをC教諭が管理している。



図 10 C小学校の病弱学級の教室（入口側より撮影）

#### (2) 時間割表について

C小学校の病弱学級の時間割を図12に示す。交流学級の児童たちと一緒に学習する機会を増やすために、交流学級に準じて時間割が作成されている。国語、算数、道徳、特別活動(学級活動)のすべてが、当該病弱学級で個別授業にて行われている。1校時の前に行われる「朝の会」は、校内の他の特殊学級と合同で行われている。その他の教科と総合的な学習の時間の約半数については、指導計画および交流学級の授業の内容に応じて、C教諭の付き添いを原則として、交流学級にて学習している。



図 11 同（窓側より撮影）

	月	火	水	木	金
1	算 数	算 数	国 語	国 語	道 徳
2	国 語	国 語	算 数	体 育	算 数 体 育
3	国 語	社 会	理 科	総 合	社 会
4	総 合	国 語	音 楽 国 語	総 合	理 科
5	体 育	図 工	特別活動	算 数	音 楽
6		図 工			

※各枠内の斜線による区分は、それぞれを隔週で行うという意味ではなく、年間授業時数との関係で、教科・領域等の指導計画に応じて配分が行われる。

図 12 C小学校の病弱学級の時間割

### (3) 各教科・領域にかかわる授業時数について

当該学年に準じた授業時数の確保が図られている。ただし、当該病弱学級の教室にて個別で行われる国語や算数などを中心に、当該学年の前各学年の目標や内容の一部替えて行われる指導（いわゆる、下学年適用）が実施されている。必要な生活規制（生活の自己管理）にかかわる指導としての自立活動の授業時数は算定されていない。しかし、前述した当該児童の実態の性質上、学校生活の中で生じる状況に応じて行われる指導の重要性がきわめて高い。よって、すべての教科・領域の中に、自立活動に準じる目標や内容が溶かし込まれていると解釈できる。

#### (4) 自立活動の目標や内容等について

障害の状態に応じて適用可能な特別な教育課程（学校教育法施行規則第73条の19第1項）として、C小学校の場合、自立活動ではなく、下学年適用が選択されている。このことにより、当該児童の障害による学習や生活上の困難さへの対応となっていると解釈できる。

#### (5) 次年度に向けての課題について

##### ○ 教育課程上の自立活動の位置づけ

当該児童の実態上、「自立活動の時間における指導」と「学校の教育活動全体を通じて行う自立活動」を具体的にどのように計画できるかが難しい現状であり、今後の課題とのことである。

##### ○ 「領域・教科を合わせた指導」のさらなる充実

当該児童の実態から、領域・教科の枠組みに必ずしも縛られずに展開できるこの形態の授業の有効性については認識しているとのことである。他の特殊学級と合同で実施できるように、その学級担任と十分に協議しながら、同じ時間帯に特別教室が使えるようにするなど、年度初めに行われる時間割の作成を通常学級よりも先に行いたいとのことである。

##### ○ 学年進行に伴う交流学級の授業への参加方法の見直し

知的発達が遅れがあるため、学力面でも交流学級の児童たちとの差が少しずつ広がっている。交流学級の児童たちと一緒に学ぶ機会をどのように確保するかが課題とのことである。

##### ○ 学年進行に伴う授業時数の増加と当該児童の体力や集中力との関係

現在も、午後の授業については、集中力が下がり、時には機嫌も悪くなる。学年進行に伴い、授業時数が増えて、6校時まで授業が行われる曜日も増加する。時間割の工夫や活動内容の精選などを図りたいとのことである。

## IV まとめ

### 1 在籍する児童の実態について

3人の児童の実態と具体的な配慮事項は異なるが、安全な学校生活の保障のため、各担任による濃厚な観察が必要であることは共通している。自らの生活を自己管理する能力を児童が獲得していくに伴い、担任による観察の度合いが量・質ともに変容することが期待されている。学年進行に伴う、児童と担任との適切な距離感についてのB教諭の指摘が、このことを象徴している。

### 2 時間割表について

各学校とも、同学年の特定の交流学級の児童たちと一緒に学習する機会をより多く保障するために、交流学級の時間割に準じるように病弱学級の時間割を作成している。よって、相互に独立している交流学級の教育課程と病弱学級の教育課程とが、同じ教室という場に相乗りして、授業が展開されることが多いといえる。

### 3 各教科・領域にかかわる授業時数について

当該児童の実態を十分に考慮しながら、当該学年に準じた授業時数の確保が概ね図られている。自立活動の時間の確保や領域・教科を合わせた指導の時間の確保の仕方については、当該児童の実態および担任の判断により差がある。

### 4 自立活動の目標や内容等について

当該児童の障害による学習や生活上の困難さへの対応として、A小学校とB小学校は、「自立活動の時間における指導」を中心としながら、「学校の教育活動全体を通じて行う自立活動の指導」を機能させている。A小学校の場合は、必要な生活規制（生活の自己管理）にかかわる事項が重点的に扱われ、B小学校の場合は、必要な生活規制（生活の自己管理）によって二次的に生じる可能性のある事項について重点的に扱われていることが、それぞれの特徴である。

### 5 教育課程編成上の諸課題について

#### (1) 「領域・教科を合わせた指導」の取り扱いについて

各教科・領域の枠組みに必ずしも縛られずに展開できる「領域・教科を合わせた指導」の有効性についての指摘があった。ただ、小学校教諭免許取得の課程では、この運用の仕方について十分に学ぶ機会はないのが現状である。

他の特殊学級と合同でこれを行う場合、当該病弱学級および他の特殊学級に在籍する児童は複数の学年になることが多い。使用する特別教室の確保はもとより、関係する児童が交流学級で学ぶ機会が保障されることも重要であるため、時間割の調整には、全教員の理解が求められる。

#### (2) 自立活動の取り扱いについて

自立活動の具体的な指導目標や指導内容については、一人一人の児童の実態ごとに検討を要することである。「自立活動の時間における指導」を教育課程上に明確に位置づけるか否か、そして位置づけるのであれば、「自立活動の時間における指導」と「学校の教育活動全体を通じて行う自立活動」をどのように関連づけるのかの検討が必要になる。ただ、自立活動についても、小学校教諭免許取得の課程では、この運用の仕方について十分に学ぶ機会はないのが現状である。

#### (3) 学年進行に伴う交流学习の見直しについて

学年進行に伴う交流学习の見直しについては各教諭より、それぞれ異なる課題が示された。これらの課題は、病弱学級のみならず、他の特殊学級でも共通する。少なくとも、前年度の実績を踏襲することだけに固執して、形だけの交流学习にすることなく、一人一人の児童の実態ごとに検討をしていかなければならない事項である。

## 参考文献

- [1] 病気療養児の教育に関する調査研究協力者会議, 「病気療養児の教育について (審議のまとめ)」 文部省. 1994.
- [2] 文部科学省, 「就学指導資料」 文部科学省. 2002.
- [3] 中井滋, 「病弱教育担当教員の資質能力の向上をめざして」 特別支援教育, 3, 25-28. 2001.
- [4] 山本昌邦, 「就学基準の改正と病弱教育」 特別支援教育, 7, 24-27. 2002.
- [5] 全国病弱養護学校長会, 「病弱教育ハンドブック」 全国病弱養護学校長会. 2000.
- [6] 全国病弱養護学校長会, 「病弱教育Q&A (1) 病弱教育の道標」 ジアーズ教育新社. 2001.
- [7] 全国病弱養護学校長会, 「病弱教育Q&A (5) 病弱教育の視点からの医学事典」 ジアーズ教育新社. 2003.